

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市民活力推進・安全管理委員会 11人

市民活力推進局及び安全管理局の所管に属する事項

(3) こども青少年・教育委員会 12人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健康福祉・病院経営委員会 12人

健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項

第2条第7号を次のように改める。

(7) まちづくり調整・都市整備・道路委員会 11人

まちづくり調整局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の名称及び所管事項並びに委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市会委員会条例（抜粋）

上段 改正案  
下段 現行

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) 市民活力推進・安全管理委員会 11人  
市民活力推進・教育委員会 12人

安全管理局  
市民活力推進局及び教育委員会の所管に属する事項

(3) こども青少年・教育委員会 12人  
こども青少年・健康福祉・病院経営委員会

及び教育委員会  
こども青少年局、健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項

(4) 健康福祉・病院経営委員会 12人

健康福祉局及び病院経営の所管に属する事項

(5)  
— (本文省略)  
(4)

(6)  
— (本文省略)  
(5)

(6) まちづくり調整・都市整備委員会 11人

まちづくり調整局及び都市整備局の所管に属する事項

(7) まちづくり調整・都市整備・道路委員会 11人  
道路・安全管理委員会

まちづくり調整局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項  
道路局及び安全管理局

（第8号省略）

議第 号議案

特別委員会の設置

横浜市会は、次のとおり特別委員会を設置する。

平成 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

委員会の名称	付議事件	委員定数	委員長及び副委員長	期間
安全安心都市特別委員会	子どもや高齢者をはじめとした市民生活の安全、火災などの様々な危機に関する対策及び市民の生命を守る医療の充実と健康づくりの推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
環境行動都市特別委員会	地球環境を守り、持続可能な社会の実現のため、水・緑の保全創造や、さらなるごみの減量・リサイクルを進めるなど多様な環境施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
横浜経済活性化特別委員会	企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
国際文化都市特別委員会	海外諸都市との交流、国際会議の誘致や世界貢献を進めるとともに、文化芸術創造都市として横浜らしい魅力を世界に発信し、様々な人々が交流する国際性豊かなまちづくり施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	
都心部活性化特別委員会	開港150周年を契機とした次の50年を見据えた都市づくりのため、港を中心とした臨海部や横浜の歴史を活かした市内都心部の活性化施策の推進を図ること。	13人	委員長 1人 副委員長 2人	

#### 提案理由

生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会、交通問題対策特別委員会、少子・高齢化社会特別委員会、青少年・市民スポーツ特別委員会及び開港150周年事業推進特別委員会の廃止に伴い、特別委員会を設置したいので、横浜市会委員会条例第5条の規定により提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

## 議員提出議案の取り扱い

項目		21.5.26 運営理事会協議結果
1	議案発送	本会議（5月29日）席上配付
2	提案理由説明	省略
3	委員会付託	市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

(参考) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について(H11.9.8)

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。